

規 約 例	留 意 事 項
<p style="text-align: center;">〇〇町内会規約</p> <p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 本会は、次に掲げる地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。</p> <p>(1) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡</p> <p>(2) 美化・清掃等区域内の環境の整備</p> <p>(3) 集会施設の維持管理</p> <p>(4) 〇〇〇〇〇〇〇〇</p> <p>(名称)</p> <p>第2条 本会は、〇〇〇会と称する。</p> <p>(区域)</p> <p>第3条 本会の区域は、〇〇〇〇〇とする。</p> <p>例1 小千谷市大字▽▽字△△の全域</p> <p>例2 小千谷市大字▽▽字△△のうち、地番×××</p> <p>例3 小千谷市大字▽▽字△△のうち、××番から▼▼番、□□番から◆◆番</p> <p>(主たる事務所)</p> <p>第4条 本会の主たる事務所は、〇〇〇に置く。</p> <p>例1 会長の自宅に置く。</p> <p>例2 小千谷市大字〇〇××××番地に置く。</p> <p style="text-align: center;">第2章 会員</p> <p>(会員)</p> <p>第5条 本会の会員は、第3条に定める区域に住所を有する個人とする。</p>	<p>規約の名称は、「〇〇町内会会則」、「〇〇町内会規則」等でも差し支えありません。</p> <p>【第1条】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うこと」が目的である旨の記載が必要です。</li> <li>・スポーツや芸術などの特定の活動のみを目的とするような記載は、認められません。</li> <li>・この目的の範囲内において団体は権利義務を有することとなるので、活動内容をできるだけ具体的に記載してください。</li> </ul> <p>【第3条】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・区域の設定にあたっての隣接自治会等の同意は必要ありません。</li> </ul> <p>【第5条】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・区域に住所を有する者は、誰でも会員になりうることを定める</li> </ul>

2 第3条に定める区域内に住所を有する法人、組合等の団体は、賛助会員となることができる。

(会費)

第6条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(入会)

第7条 第3条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。

2 本会は、前項の申込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

(退会等)

第8条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、退会したものとする。

(1) 第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合

(2) 本人から退会届が会長に提出された場合

2 会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

### 第3章 役員

(役員の種類)

第9条 本会に、次の役員を置く。

(1) 会長 1人

(2) 副会長 ○人

(3) その他の役員 ○人

(4) 監事 ○人

ものであり、年齢、性別、国籍等による制限はできません。

・区域外に住所を有する者は、会員になれません。

・区域に住所を有する法人、組合等を賛助会員とすることは可能です。ただし、表決権等の団体の意思決定には関与できません。

【第7条】

・この規定は、新規に入会を希望する者の入会手続を定めたものです。書式は、入会しようとする者の意思が明確に確認できるものである必要があります。

【第9条】

・必ず会長を1人置くことが必要です。

・第11条第2項の関連で、副会長を置くことが必要です。

・その他の役員は、「会計」、「書記」等の具体的な名称で定めても差し支えありません。

・監事は1人又は複数人置くことが必要です。

(役員を選任)

第10条 役員は、総会において会員の中から選任する。

2 監事と会長、副会長及びその他の役員は、相互に兼ねることはできない。

(役員職務)

第11条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 監事は、次に掲げる業務を行う。

(1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること。

(2) 会長、副会長及びその他の役員業務執行の状況を監査すること。

(3) 会計及び資産の状況又は業務執行について不正の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。

(役員任期等)

第12条 役員任期は、〇年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

4 役員が次の事項に該当するに至ったときは、総会の議決を経て解任することができる。

(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他の役員としてふさわしくない行為があったとき。

第4章 総会

(総会種別)

第13条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

【第10条】

・ 監事は、会長、副会長及びその他の役員と兼職することは、会務の執行を監査する役職上避ける必要があります。

【第11条】

・ 法律上団体の代表権は、代表者(会長)1人に帰属しますので、会長が事故等により代表権を行使しえなくなったときに備えて副会長が会長の職務を代行する旨規定しておくことが望ましいです。

【第12条】

・ 法律上特に任期の定めはありませんが、数ヶ月といった短期間は業務執行の一貫性確保に問題があるといえます。また、事務執行上支障が生じないよう第3項の定めをすることが必要です。

(総会の構成)

第14条 総会は、会員をもって構成する。

(総会の権能)

第15条 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

(総会の開催)

第16条 通常総会は、毎年度決算終了後、○か月以内  
に開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に  
開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 全会員の5分の1以上から会議の目的たる事項  
を示して請求があったとき。
- (3) 第11条第3項第4号の規定により、監事から開  
催の請求があったとき。

(総会の招集)

第17条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による  
請求があったときは、その請求のあった日から○日以  
内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びそ  
の内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の○日  
前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の議長)

第18条 総会の議長は、その総会において、出席した  
会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第19条 総会は、会員の2分の1以上の出席がなけ  
れば開会することができない。

【第16条】

- ・総会は、少なくとも毎年1回は  
開催する必要があります。
- ・総会は、法律上決算終了後3月  
以内に開催する必要があります。

【第17条】

- ・総会を招集するには、少なくと  
も5日前までに会員に会議の目  
的である事項を示して通知しな  
ければなりません。

【第18条】

- ・総会の議長は、必ず会員の中か  
ら選出する必要があります。
- ・会長は、会員の中から選任され  
ているので、「総会の議長は、会  
長がこれにあたる。」と規定して  
も差し支えありません。

【第19条】

- ・法律上、定足数の定めはありま  
せんが、このように規定してお  
くことが適当と考えられます。
- ・定足数には、第22条の書面議  
決を行った会員及び委任により  
代理行使した会員数を含みます。

(総会の議決)

第20条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会員の表決権)

第21条 会員は、総会において、各々1個の表決権を有する。

2 次の事項については、前項の規定にかかわらず、会員の表決権は、会員の所属する世帯の会員数分の1とする。

(1) ○○○○○○○○○○○

(2) ◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆

(総会の書面表決等)

第22条 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第19条及び第20条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第23条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員の現在数及び出席者数(書面表決者及び表決委任者を含む。)
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名をしなければならない。

【第20条】

・「可否同数のときは、議長の決するところによる。」とは、議長は、会員としての固有の表決権を行使するほかに、議長としての表決権も行使することができるという意味です。

【第21条】

・表決権は、会員1人1票が原則です。  
・第2項の規定は、第1項の1人1票の例外として、世帯全体で1票とするものです。ただし、規約の変更、財産処分及び解散の議決のような重要事項については認められないとされています。

【第22条】

・電磁的方法による表決とは、例えば電子メール等による送信、Webサイト、アプリケーションを利用した表決、情報をディスク等に記録して、当該ディスク等を交付する方法等が該当し得ます。

【第23条】

・会議が有効に成立し、有効に議決されたことを証明するために議事録を作成することが必要です。  
・議事録は、認可申請、告示事項変更届、規約変更認可申請等に必要です。

## 第5章 役員会

(役員会の構成)

第24条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

(役員会の権能)

第25条 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員会の招集等)

第26条 役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。

- 2 会長は、役員のお分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求のあった日から○日以内に役員会を招集しなければならない。
- 3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも○日前までに通知しなければならない。

(役員会の議長)

第27条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(役員会の定足数等)

第28条 役員会には、第19条、第20条、第22条及び第23条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

## 第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第29条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
- (2) 会費
- (3) 活動に伴う収入

### 【第24条】

- ・ 監事は、会務の執行を監査する職務上、会務の執行方針を決定する役員会に参画しないことが適当です。

### 【第29条】

- ・ 財産目録は、法律上設立時及び毎年（年度）始め3ヶ月以内に作成されなくてはなりません。

#### (4) その他の収入

##### (資産の管理)

第30条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

##### (資産の処分)

第31条 本会の資産で第29条第1号に掲げるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において〇分の〇以上の議決を要する。

##### (経費の支弁)

第32条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

##### (事業計画及び予算)

第33条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

##### (事業報告及び決算)

第34条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支計算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後3か月以内に総会の承認を受けなければならない。

##### (会計年度)

第35条 本会の会計年度は、毎年〇月〇日に始まり、△月△日に終わる。

##### 【第30条】

・資産の管理、運用等は役員会の定めるところにより会長が執行することが適当です。

##### 【第31条】

・資産の処分は、4分の3以上の議決により行うことが適当です。

##### 【第33条】

・事業計画及び予算の議決を年度開始前に行う場合は、年度終了後3ヶ月以内に事業報告、財産目録の調整及び決算の承認のためさらに通常総会の開催が必要となりますが、第16条第1項のように通常総会を年度終了後3ヶ月以内に1回しか開催しないと定めた場合は、総会開催前に予算が成立していないので、第2項のように定めておくことが適当です。

##### 【第35条】

・会計年度の定めについては、別段制限はありませんが、一般的には、4月1日から3月31日まで又は1月1日から12月31日までと定めていることが多いようです。

## 第7章 規約の変更及び解散

### (規約の変更)

第36条 この規約は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得、かつ、小千谷市長の認可を受けなければ変更することができない。

### (解散)

第37条 本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

### (残余財産の処分)

第38条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の〇分の〇以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

## 第8章 雑則

### (備付け帳簿及び書類)

第39条 本会の主たる事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

### (委任)

第40条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を得て、会長が別に定める。

### 附 則

- 1 この規約は、〇年〇月〇日から施行する。
- 2 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第33条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 3 本会の設立初年度の会計年度は、第35条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から〇年〇月〇日までとする。

### 【第36条】

- ・規約の変更については、市長の認可を要します。
- ・「4分の3」は変更できますが、団体において重要事項と考えられることから、少数会員の意思によって変更されることがないよう慎重な検討が必要です。

### 【第37条】

- ・解散事由は次のとおりです。
  - ①破産
  - ②認可の取消し
  - ③会員の欠亡
  - ④総会員の4分の3以上の議決

### 【附則】

- ・年度中途に設立認可を予定する場合は、第2項、第3項の規定が必要です。